

「指定特定相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. 損害賠償保険への加入.....	5
8. 苦情の受付について.....	5
9. 緊急時の対応について.....	6
10. 事故発生時の対応について.....	6

社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会
相談支援事業所

1. 事業者の法人概要について

名 称	社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会
所在地	赤穂市中広 267 番地 赤穂市総合福祉会館内 1 階
連絡先	電話 0791-42-1397 FAX 0791-45-2444
代表者	理事長 児 嶋 佳 文
設立年月	昭和 26 年 10 月 設立
事業内容	訪問介護事業、居宅介護支援事業、居宅介護・同行援護支援事業、移動支援事業、相談支援事業、給食サービス、友愛訪問事業、心配ごと相談所、ボランティア活動、地域福祉活動、福祉教育活動等

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談支援を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援サービスを適切に提供する事を目的とする。
事業所の名称	赤穂市社会福祉協議会相談支援事業所
事業所の所在地	赤穂市中広 267 番地
事業所の連絡先	電話 0791-45-3073 FAX 0791-45-3131
管理者氏名	近平 健一
事業所の運営方針について	1. 利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意志決定の支援に配慮するとともに、その選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとしします。 2. 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス等事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとしします。 3. 市町村、福祉サービス等事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとしします。 4. 上記の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）に定める内容の他、関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとしします。

開設年月	平成 30 年 10 月 1 日		
事業所が行なっている他の業務	居宅介護支援	平成 12 年 4 月 1 日指定 指定事業所番号 2874300110	

3. 通常の事業実施地域

赤穂市

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとします。 (但し、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます)
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
管理者	1 名		1 名	従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
相談支援専門員	1 名		1 名	・ サービス等利用計画の作成 ・ 利用の申込みに係る調整

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した、常勤の相談支援専門員 1 名を配置しています。
- 精神障がい者の障がい特性および、これに応じた支援技法などに関する研修を修了した、常勤の相談支援専門員 1 名を配置しています。
- 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した、常勤の相談支援専門員 1 名を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）（契約書第 3 条・第 4 条・第 5 条参照）

相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮した「サービス等利用計画」を作成します。

サービス等利用計画作成後においても、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は

地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

（２）虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を年１回以上に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

事業所は、利用者及びその苦情解決の体制整備、その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。サービス提供中に該当事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに地域包括支援センターへ通報します。

（３）衛生管理

感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

（４）業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続定期的サービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し定期的に見直しを行います。

従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（５）利用料金（契約書第７条参照）

①計画相談支援給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談等支援給付を受領する場合（法定代理受領）は、自己負担はありません。

なお、法定代理受領される金額は以下のとおりです。

		単価	
サービス 利用料金	サービス利用支援費	1,572 単位／月	法により 全額負担 されます
	継続サービス利用支援費	1,308 単位／月	
	初回加算	300 単位／月	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	300 単位／月	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	150 単位／月	
	退院・退所加算	300 単位／回	
	居宅介護支援事業所等連携加算	300 若しくは 150 単位／月	
	医療・保育・教育機関等連携加算	300 若しくは 200 若しくは 150 単位／月	
	集中支援加算	300 若しくは 150 単位／月	
	サービス担当者会議実施加算	100 単位／月	
	サービス提供時モニタリング加算	100 単位／月	
	行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月	
	行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月	
	要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月	
	要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月	
	精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月	
	精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月	
	特別地域加算	所算単位数の15%	

②交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

7. 損害賠償保険への加入(契約書第 10 条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 ひょうご福祉サービス総合補償制度

保険名 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者・居宅支援事業者賠償責任保険

内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡下さい。

8. 苦情等の受付について（契約書第 15 条参照）

お客様からの相談・苦情およびサービス等計画に基づいて提供している各サービスにつきましては、赤穂市社会福祉協議会相談支援事業所苦情受付担当者又は第三者委員が受付けております。ご遠慮なくお申し出下さい。

相談支援サービスの苦情受付窓口

相談支援事業所苦情受付窓口	赤穂市中広 267 番地 赤穂市総合福祉会館内 1 階 電話番号 0791-42-1397 FAX 番号 0791-45-2444
---------------	---

第三者委員

第三者委員連絡窓口	電話番号 0791-42-1397
-----------	-------------------

